

公 告

下記により、市有林のきのこ類の採取権の公売入札会を開催いたしますので、希望者は現地熟知、熟覧のうえ入札して下さい。

記

1. 入札会及び開札の日時 令和8年8月24日（月）午前9時30分
入札後、即時開札を行う。
2. 郵便による入札 郵便による入札ができる。但し、所定の方法により
令和8年8月20日（木）までに農林課森林整備係へ
到達したものに限る。
3. 入札の場所 千曲市役所3階302中会議室
4. 公売地の所在 千曲市更埴地区市有林
第 1 号 尾根小坂
第 2 号 小麦・早小坂
第 3 号 姨沢・間窪
第 4 号 壺口・大洞
第 5 号 神平・鳴尾
第 6 号 大日陰・頂
第 7 号 日陰唐松・高場草
第 8 号 大日向・幕岩
第 9 号 倉科山
第 10 号 松尾
5. 採取権の存続期間 令和8年9月1日から令和10年11月14日まで（3年間）
但し、毎年9月1日から11月14日までを採取期間とする。
6. 入札参加資格 千曲市に住民登録のある者で、自分で山林の手入れ、
山道の整備を行える者
7. 入札保証金 免除
8. その他 千曲市財務規則、きのこ類採取権入札心得による。

千曲市財務規則第106条の規定により公告します。

令和8年7月27日

千曲市長 小川 修一

詳細については、経済部農林課森林整備係へ TEL273-1111 内線 3271

千曲市有林内きのこ類採取権公売入札心得

公売について希望者は、千曲市財務規則及び次に掲げる事項を十分承知し、現地熟覧のうえ公売入札に参加して下さい。

記

1. 公売する産物（権利） きのこ類の採取権

2. 公売の個所（入札番号及び場所） （更埴地区市有林）

- 第 1 号 尾根小坂
- 第 2 号 小麦・早小坂
- 第 3 号 姨沢・間窪
- 第 4 号 壺口・大洞
- 第 5 号 神平・鳴尾
- 第 6 号 大日陰・頂
- 第 7 号 日陰唐松・高場草
- 第 8 号 大日向・幕岩
- 第 9 号 倉科山
- 第 10 号 松尾

3. 採取権の存続期間

令和8年9月1日から令和10年11月14日まで。

但し、毎年9月1日から11月14日までを採取期間とする。

4. 採取についての注意事項

- (1) きのこ類以外の立木伐採搬出の禁止。
- (2) きのこ類以外の物件の損傷は落札者において弁償する。
- (3) 採取期間中であっても、市が調査、撫育管理、立木の伐採搬出のため、自由に立ち入る事ができる。但し、契約者に事前に連絡するものとする。
- (4) きのこ類採取権者は治山、砂防、林道工事、送電線保守等のために必要な立木の伐採、地形の変更、それに伴う関係者の入山に異議がないものとする。またそれにより損害が発生した場合でも、市は一切補償しないものとする。

- (5) きのご類発生促進の為、最大限松林の手入れを行うものとする。
- (6) 期間中の失火については責任を負うこと。又、立木等を焼却し、損傷損害を与えたときは管理者が査定した金額を賠償するものとする。
- (7) 市は、きのご類採取権者の利便性を向上させることを目的とした林道及び作業道の除草、路面整備等を行わない。

5. 入札保証金 免除する。

6. 入札の方法

(1) 一般競争入札とする。

入札参加者は、通知書又は公告（以下「通知等」という。）に示した場所に、通知等示した日時までに参集し、入札書（別記様式）を入札箱に投函しなければならない。

但し、やむを得ない事情で入札日時に参集できないときは、令和8年8月20日（木）までに農林課森林整備係へ到達することを条件に、郵送にて入札書を提出することができるものとする。

(2) 郵送で入札する場合、次に定める方法で行わなければならない。

ア 郵便は、一般書留、又は簡易書留とし、それ以外は受理しない。

イ 入札書の郵送は、外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

ウ 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、「入札書（朱書きで記載）」、入札日時、入札番号及び入札者の商号又は名称等を記載すること。

エ 外封筒には、入札書を入れた中封筒を入れ、封筒の表面に「入札書在中（朱書きで記載）」、入札日時、入札番号、入札者の商号又は名称、担当者名及び連絡先（電話番号・FAX番号）を記載すること。

オ 1つの外封筒には2通以上の中封筒を同封してはならない。

カ 1つの中封筒には2通以上の入札書を同封してはならない。

キ 入札書の日付は、通知書等に示した入札日を記入すること。

(3) 前二項以外の方法により提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しないものとする。

(4) この入札は、事業等の総額（税込価格）について見積もらなければならない。

(5) 入札参加者が代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ提出しなければならない。

(6) 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(7) 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない

7. 入札の取りやめ等

入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

8. 入札の無効

(1) 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者の入札した入札書

イ 同一人が入札した2通以上の入札書

ウ 入札者が協定して入札した入札書

エ 金額を訂正し、訂正印のない入札書

オ 記名、押印のない入札書

カ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

キ 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

9. 開札について

開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

10. 落札者及び落札価格の決定

(1) 入札を行った者のうち、入札金額が予定価格以上の最高額を落札者とする。価格に達しない時は、現に開札場所にとどまっている者により再入札を行うが、再入札においても予定価格に達しない場合は、特売することができる。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札した者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

(3) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当市の職員にくじを引かせるものとする。

(4) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

1 1. 契約の締結及び代金の納入

- (1) 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 契約に要する経費は契約人の負担とする。
- (3) 契約金額は3期に分けて納入し、各期の納入金額は、契約金額の1/3、端数については、第1期に加算する。各期の納入期限は下記のとおりとする。

第1期（令和8年分）：令和8年8月31日

第2期（令和9年分）：令和9年8月31日

第3期（令和10年分）：令和10年8月31日

ただし、きのこ類採取権者が希望する場合は、契約金額を第1期において、一括納入することができる。

- (4) 契約不履行の時は、次回の入札に参加する事ができない。

1 2. 権利義務の譲渡禁止

落札者は、契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

但し、あらかじめその内容を明らかにし、承認を得た場合は、その限りでない。

1 3. その他、不明な点については、管理者（経済部農林課森林整備係）と協議する。

千曲市役所 経済部 農林課 森林整備係
住所：〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地
TEL：026-273-1111 内線：3271